

# 韓国知的財産ニュース 2020年3月後期

(No. 411)

発行年月日：2020年4月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 コロナ19に関連する審判関連期間の延長および期間を遵守できなかった時の救済措置案内
- 1-2 コロナ19に関連する特許審査などの手続き期間を遵守できなかった時の救済措置案内
- 1-3 コロナ19対応審判事務運営指針

### 関係機関の動き

- 2-1 2020年度「優秀発明品の優先購買推薦事業」を施行
- 2-2 新型コロナウイルス関連の特許情報ナビゲーションを開通
- 2-3 特許庁、「非対面」で協議審査！
- 2-4 特許庁、サウジアラビア IP 行政情報システムの青写真を完成
- 2-5 特許出願の際に自由形式の「臨時明細書」提出が可能となる
- 2-6 特許庁、発明教育の歴史と優秀事例を網羅した「発明教育白書」を初めて発刊
- 2-7 韓-ブラジル間の「特許審査ハイウェイ (PPH、 Patent Prosecution Highway)」プログラムを4月1日から施行
- 2-8 韓国特許庁、特許書類提出期間の職権延長を施行

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、海外オンラインモールで流通される韓国商品模倣品の取締り

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、世界初のモバイル商標出願サービスを開通

- 4-2 デザイン優先権書類のオンライン交換対象国を3カ国から10カ国に拡大

#### その他一般

- 5-1 大韓弁理士会ホン・ジャンウォン新会長、「現場で変化に対応して行く」
- 5-2 2019年の海外特許出願「急増」、過去6年間で最大上昇幅
- 5-3 韓国著作権、史上最大規模の貿易収支黒字を達成

### 法律、制度関連

#### 1-1 コロナ19に関連する審判関連期間の延長および期間を遵守できなかった時の救済措置案内

韓国特許庁 (2020. 3. 19)

#### 1. 自己隔離\*以上(確診、入院含む)の事由による審判当事者の期間延長、期日変更および手続き中止申請を積極的に受容(特許法第15条、第23条)

- \* 自己隔離対象者であることを地域保健所などから確認を受けた証憑資料添付
- 書類提出期間の延長\*、期日変更\*\*は、必ず当事者または当事者の代理人の申請が特許審判院に証憑資料とともに受け付けられなければ処理されない。
- \* 期間延長申請書(特許法施行規則別紙第10号書式)
- \*\* 口頭審理期日変更申請書(審判事務取扱い規定別紙第25号書式)
- 同事由により審判手続き中止申請\*を行った場合、手続き中止を決定
- \* 審判(取消し申請)手続き中止申請書(特許法施行規則別紙第33号の2書式)
- 手続き中止は、事由が解消されるまで持続され、以後、事由が解消されれば申請\*を通じて審判手続きの中止取消し決定後、改めて審判を進行
- \* 意見書に中止事由が解消されたことを確認できる証憑資料を添付
- 他方、弁理士事務所または入居している建物で感染者が発生し、事務所が閉鎖される場合、責任を負えない事由と取扱い、期間延長\*が可能
- \* コロナ19の関連事項であることを明記し、これを確認できる証憑資料を添付

#### 2. 審判請求が無効処分された場合、補正命令を受けた者の申請\*により無効処分の取消しおよび手続きを進行(特許法第16条)

- \* 期間経過救済申請書の提出\*\* (特許法施行規則別紙第10号書式、経過事由証明

書類の添付)→無効処分 of 取消し処分通知書の発送

※※事由が消滅した日から2ヵ月以内、その期間の満了日から1年が過ぎた後は不可

**3. 拒絶決定不服審判請求期間を守ることができなかった場合、手続きを追って補完することを認定(特許法第17条)**

※期間経過救済申請書の提出※※(経過事由証明書類の添付) → 適法に追って補完する場合、法定期間以内に書類を提出したものと取り扱う

※※事由が消滅した日から2ヵ月以内、その期間の満了日から1年が過ぎた後は不可

**1-2 コロナ19に関連する特許審査などの手続き期間を遵守できなかった時の救済措置案内**

韓国特許庁 (2020.3.24)

**1. 各種審査手続きの補正命令に対する指定期間(特許法第16条、商標法第18条、デザイン保護法第18条)**

※期間経過救済申請書の提出(特許法施行規則別紙第10号書式、証憑書類添付)

※事由が消滅した日から2ヵ月以内、その期間の満了日から1年が過ぎた後は不可

**2. 出願審査・再審査請求期間(特許法第67条の3)**

※期間経過救済申請書の提出(特許法施行規則別紙第10号書式、証憑書類添付)

※事由が消滅した日から2ヵ月以内、その期間の満了日から1年が過ぎた後は不可

**3. 特許(登録)料の追加納付・補填期間(特許法第81条の3、実用新案法第20条、デザイン保護法第84条)、商標登録料納付・補填期間(商標法第77条)**

※事由が消滅した日から2ヵ月以内、その期間の満了日から1年が過ぎた後は不可

**4. 特許協力条約で定めた期間(特許法施行規則第88条の2)**

※その期間の満了日から6ヵ月が過ぎた後は不可

**5. 意見書の提出期間の延長※(特許法第15条、商標法第17条、デザイン保護法第17条)または審査保留要求※※の積極的受容**

※期間延長申請書の提出(特許法施行規則別紙第10号書式、4ヵ月超過時証憑書類添付)

※※意見書などの提出(証憑書類添付)および特許庁に電話連絡など

**<期間経過前の申請>**

- 国内外審判当事者、代理人が審判事件と関連してコロナ 19 事由で申請した期日延長、期日変更、手続き中止に対する取扱い
    - 指定期間延長は、3 回目(3 ヶ月)までは証憑書類なしに許容、4 回目からは証憑書類の提出時に妥当性が認められる場合に承認
    - 口頭審理などの期日変更は、申請時に積極的に承認
    - 手続き中止は、証憑書類に併せて申請時に積極的に承認し、事由が解消されれば、申請または職権により改めて審理を進行
- \*ただし、手続き中止は当事者の事由による場合のみ許容 (特許法第 23 条②)

**<期間経過後の事後救済>**

- 当事者、代理人がコロナ 19 を理由に、i) 審判請求後、補正期間の経過による瑕疵を解消できず無効処分された場合、ii) 拒絶決定不服審判請求期間を遵守できなかった場合、責任を負えない事由(特許法第 16 条、第 17 条)とみなして事後救済を認定
    - \*事由消滅した日から 2 ヶ月以内に申請しなければならず、無効処分または審判請求期間の満了日から 1 年が過ぎてからは事後救済不可
  - 期間経過救済申請書に、経過事由証明書類を添付して申請
- \*特許法施行規則別紙第 10 号書式

**<コロナ 19 事件の優先審判>**

- コロナ 19 を理由に優先審査した事件の拒絶決定不服審判に対して「国民経済上緊急な処理が必要な事件」と取扱い、優先審判申請を許容

**<在外者に対する国外送達>**

- 代理人のない在外者(被請求人)当事者系事件として、郵便局の国際郵便物の受付中止により、審判書類の一部地域(日本など)における国外送達の件が、発送が不可能な場合、特許審判院で審判手続き中止(\*)措置
  - \*配送遅延を含めた障害事由が発生した国に該当し、郵便状況変動により、以後当事者申請(証憑資料添付)または審判官職権で中止と取消し

□施行日：2020 年 3 月 25 日

## 関係機関の動き

2-1 2020年度「優秀発明品の優先購買推薦事業」を施行

韓国特許庁（2020.3.18）

### 新型コロナウイルスによる被害企業向けの 「優秀発明品」認証有効期間の延長およびロゴ公開

韓国特許庁は、2020年度「優秀発明品の優先購買推薦事業」を施行すると発表した。

「優秀発明品の優先購買推薦事業（以下、「優秀発明品推薦事業」）」（※）は、特許庁が認証した中小企業の「優秀発明品」を政府・地方自治体が優先的に購入するよう、推薦する事業である。

※中小企業発明品の優秀性を審議、優先購買推薦は年4回、申請費は無料

申請資格は、知的財産権（特許・実用新案・デザイン）を保有している中小企業や個人事業者であり、知的財産権が適用された製品を生産しなければならない。

当事業は3月19日から4月2日まで「韓国発明振興会」のウェブサイトで申請することができ、「優秀発明品」に選定されると、認証有効期間の3年間、随意契約が可能な「調達庁優秀製品」に志願する場合に加点を受けることができる。

「優秀発明品推薦事業」の申請率は2017年以降、年間40%ずつ増加（※）するなど、中小企業の関心に基づいて大幅に高まっている。

※2017年 220件 → 2018年 303件 → 2019年 433件

これまで（1995～2019年）選ばれた優秀発明品は約1,400件、納品金額だけで約1,800億ウォンに達している。

一方、特許庁は新型コロナウイルスにより被害を受けた企業の場合、地方自治体が発行する被害事実確認書（※）のような客観的な疎明資料を提出すると、3年の認証有効期間に被害期間を追加して延長することにした。

※期間延長（被害発生日～政府の新型コロナウイルスの終息宣言日）の対象は、被害発生日が優秀発明品認証期間の満了日以内の場合のみ

さらに、特許庁は「優秀発明品推薦事業」の「優秀発明品」認証に使われるロゴ（）を公開した。

「優秀発明品」のロゴは、英文表記 Good Invention の「G」に発明を連想させる「拡大鏡」とグローバル化を象徴する「地球」を組み合わせた形態である。

「優秀発明品」のロゴは、優秀発明品であることを簡単に認識できるように、これから調達庁の「革新市場」(※)と「ベンチャーナラ」(※※)、「ナラ市場総合ショッピングモール」(※※※)などに使う予定である。

※国家 R&D のイノベーション製品および調達庁のイノベーション試作品など、イノベーション製品を取り扱う電子商取引サイト

※※ベンチャー・創業企業の優秀製品を取り扱う電子商取引サイト

※※※調達庁と単価契約を行った会社製品を取り扱う電子商取引サイト

特許庁の産業財産政策局長は「優秀な中小企業が『優秀発明品推薦事業』を通じて新規販路を開拓し、事業化の困難を乗り越えて、中堅企業として成長していくことを期待している」と述べた。

## 2-2 新型コロナウイルス関連の特許情報ナビゲーションを開通

韓国特許庁 (2020. 3. 19)

新型コロナウイルスの事態、国民生活・安全分野における発明アイデア提案受付

韓国特許庁は、3月19日から新型コロナウイルスに関する最新特許情報をリアルタイムで提供する「特許情報ナビゲーション」を開通すると発表した。

特許情報ナビゲーションは、新型コロナウイルスに関する治療剤・ワクチン、診断・検査、防護・防疫などの主要分野別に韓国内外の特許動向調査の結果を公開し、現場で課題となっている最新技術に関する特許情報を分かりやすく整理して特許庁ウェブページ (<https://www.kipo.go.kr/ncov>) で提供するサービスである。

このサービスを導入した理由は、新型コロナウイルスの拡散により、国民の不安感が強ま

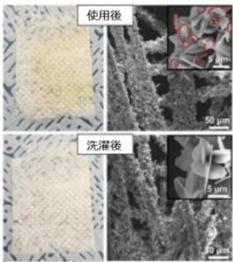
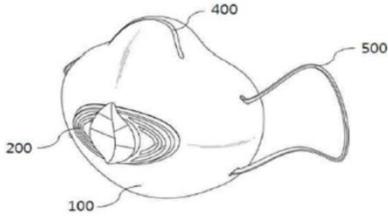
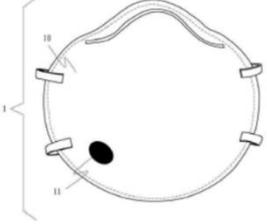
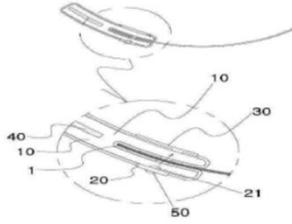
っている状況に乗じて、特にインターネットや SNS を中心とする偽情報が横行しているなか、より正確で客観的な技術情報の提供が重要であると判断したからである。

マクロ的な技術情報である特許動向の調査結果は、グローバル特許動向、国家別特許競争力の比較、グローバル先導企業や韓国企業の特許競争力の分析結果などが含まれるが、各分野別に順次公開される予定である。

最新技術に対する特許情報の場合、特許リストとともに、より具体的に分析された細部技術情報を提供し、当該特許の全文まで直接確認することができる。

治療剤開発の分野では、新型コロナウイルスに適用可能な代替治療剤として知られている抗ウイルス治療剤（肝炎、HIV、新型インフルエンザ、エボラなど）関連の特許情報を一目瞭然に整理して掲載する予定であり、感染症の伝播を防止する技術に関しては、単にマスクだけでなく、手袋や防護服など、さまざまな防護装備、殺菌・消毒剤、公共エリアの消毒、防疫システムなど、広範囲の新型コロナウイルス対応技術を掲載する予定である。

そのなかでいくつかの技術を見てみると、マスクに関連して最近のメディアで大きく報じられた、洗って何度も使えるナノファイバーフィルター技術、マスク着用時に円滑な呼吸を助ける技術、音声伝達機能を向上させた技術、汚染程度によって交換時期を知らせる技術などがある。

	
<p>フィルターの機能と寿命を増進させるためにナノファイバーを特定方向に整列する技術</p>	<p>息苦しさを解消するため、吸い込む際に高濃度の酸素を供給する技術</p>
	
<p>音声の伝達機能を向上させるためにマスクの一部を通気性のない構造にする技術</p>	<p>マスクの汚染程度により寿命や交換時期を知らせる技術</p>

その他、医療スタッフへの2次感染を防止するための安全防護服の滅菌システム、いつでもどこでも手を殺菌・消毒できる技術、エスカレーターのハンドレールを殺菌する技術、スマートフォンで体温を正確に測定する技術なども注目できる。

<p>2次感染を予防するために安全防護服の脱衣および取去過程を改善した技術</p>	<p>手を殺菌・消毒できるように手首に殺菌・消毒剤の付着を可能にした技術</p>
<p>エレベーターが稼働する際、ハンドレールによる感染を防止する技術</p>	<p>スマートフォンのカメラモジュールと温度センサーを利用し体温を測定する技術</p>

特許情報ナビゲーションを通じて提供されるさまざまな特許情報は、その分野に関連する企業の研究と技術開発にすぐ活用することができる。

特に、消滅した特許や外国のみ出願されている特許などは自由技術として、特別な制約なくすぐ使用することができる。代表的にアビガン・シクレソニドのような代替治療剤（注1）、マスクに関連するフィルター交換・空気漏れ防止および機能改善の技術、各種ウイルスの殺菌装置、発熱検知衣類技術、ビニール手袋を代替できる使い捨ての粘着パッチ、交換することができる使い捨て粘着パッチ、着脱が容易な医療用防護服などが調査された。

まだ消滅していない特許でも技術移転、ライセンスングなどを通じて技術事業化に直接利用することができる。

また、当該の特許情報は、韓国の科学技術情報通信部、保健福祉部、食品医薬品安全処など、さまざまな部処との協力による新型コロナウイルス対応にも貢献すると見込まれている。

たとえば、緊急導入制度（注 2）を通じた代替治療剤導入の検討、他国で新型コロナウイルスの治療剤が開発された場合、韓国で同じ治療剤を生産するための強制実施権（注 3）発動に対する検討などに活用される。

その他、新型コロナウイルスのナビゲーションサービスは、新型コロナウイルスを克服するための国民からのさまざまな提案、優秀な発明アイデアも受け付けており、新型コロナウイルスで被害を受けた企業のための多様な支援施策も案内している。提案された優秀アイデアは、特許出願への連携および関連産業界に提供し、提案者は政府補償の候補者として推薦する計画である。

特許庁長は、「国家的に厳しい状況のなかで、新型コロナウイルスに関する特許情報ナビゲーションは、企業が技術情報を適時に活用できる積極的な支援手段になるだけでなく、政府内に限らず、国民とともに事態を解決していく、円滑な協業チャネルになると期待している」と述べた。

注 1 特許が消滅してもジェネリック医薬品の場合、韓国食品医薬品安全処の許可を得てから使用可能

注 2 薬事法第 85 条（国家非常状況等の場合、予防・治療医薬品に関する特例）に従い、品目の許可及び品目の届出をしていない医薬品を医薬品製造業者に製造させるか、輸入業者に輸入するようにすることができる

注 3 国家非常事態、公共の利益などのために特許権を政府機関又は第 3 者が使えるように特許権者に付加される非自発的な実施権設定の契約

## 2-3 特許庁、「非対面」で協議審査！

韓国特許庁（2020. 3. 11）

### 第四次産業革命の関連技術分野に映像協議審査を導入

韓国特許庁は、公共部門での新型コロナウイルスの拡散防止に向けた在宅勤務者の拡大により、特許審査に映像協議審査システムを導入すると発表した。

映像協議審査システムの導入により、在宅勤務者も自宅で協議審査に参加することができ、それを実施するためにオフィスや在宅勤務先に映像システムを構築する。

特許庁は、これまでの主要技術において、単独審査より多数の審査官が参加する協議審査を進めてきた。

協議審査とは、審査官の意見を集めて決定する方式で、より高品質の審査サービスが提供できるという長所があり、特に 2019 年 11 月に融合複合技術審査局を新設したことをきっかけに、3 人体制の協議審査を本格的に導入している。

今回の映像協議審査は、在宅勤務者も一緒に審査に参加することで、協議審査の長所を活かすとともに、「社会的距離の確保 (social distancing)」を実施することにより、審査官との接触も最小限に抑えられるということに意義がある。

特許庁は新型コロナウイルスのために業務の空白が生じても、映像システムを利用した協議審査サービスを中断することなく提供できるようになると期待している。

これまで特許庁は、新型コロナウイルスによる国家的危機を乗り越えるために多方面から努力してきた。

新型コロナウイルス関連の診断技術に対する全ての特許出願には優先的に協議審査を行っており、各地域の知識財産センターに新型コロナウイルス被害の相談センターを設置し、原材料輸出入の遅延など、さまざまな被害を受けている企業が特許を担保にして融資を受けることができるよう、最優先に支援している。

また、新型コロナウイルスの治療・診断およびワクチン技術などに関する特許情報を迅速かつ正確に提供する「特許情報ナビゲーション」のウェブページを別途新設し、運用している。

特許庁長は、「映像協議審査システムの構築により、国民に高品質の審査サービスを持続的に提供することができるようになった」とし、「国家的に重大な時期において行政不在を最小化し、韓国経済に活力を与えるために特許庁のあらゆる能力と知恵を集めていく」と述べた。

### 世界に広がる韓国型特許システム

韓国特許庁は 3 月 25 日、サウジアラビア知的財産総局 (SAIP : Saudi Authority for Intellectual Property) を対象に、知的財産 (IP) 行政情報システムの構築に向けた情報化コンサルティングを成功裏に完了したと発表した。

特許庁は 2019 年 6 月に、韓国特許情報院とサウジ間の IP 行政情報システムを設計するために、情報化コンサルティング契約の締結を支援し、過去に特許庁情報システムの開発に参加した LG CNS、シリウス社と韓国特許情報院がコンソーシアムを組み、2019 年 8 月から計 5 ヶ月間、100 万ドル規模のコンサルティングが行われた。

その後サウジは、コンサルティング成果物に対する詳細検討を進め、3 月 24 日に最終承認決定を韓国側に通知した。

コンサルティングの遂行過程において、コンソーシアムではサウジを対象にして、要求事項の分析、システムの細部仕様作成による IP システム構築の設計を担当し、特許庁では特許行政手続と制度をシステムに実装するためにアドバイスとデータを提供するという仲介者の役割を遂行した。

コンサルティングは、既存の韓国型特許システムをサウジの IP 環境に適用するために最適化する方式で行われ、その成果物としてサウジの IP 行政情報システム開発に向けた基本設計を提供した。

まず、特許、商標、デザインなど権利ごとに分散処理していた行政手続を一つのシステムで処理できるように統合 IP システムモデルを提示し、出願、検索などの国民向けサービスと審査、登録、統計管理などサウジの内部サービスを統合することで、行政手続の効率性と利便性を追求した。

そして、審査効率性を向上させるために方式審査、通知書作成、データ交換などの行政手続きを自動化し、分類、機械翻訳、検索の 3 つの主要分野には AI 技術を融合させ審査品質の向上を図ることができるようにした。

サウジ知的財産総局長は「韓国の特許システムと同レベルのシステムを設計してくれたことに感謝しており、コンサルティングに基づいて IP 行政情報システムの開発を推進して行きたい」と述べた。

サウジは別途システムの構築事業を推進する予定であり、コンソーシアムを優先的に考慮するとともに、予算規模などを反映して慎重に事業遂行機関を選定するという立場である。

特許庁長は、「サウジを対象とした情報化コンサルティングは、韓国型特許システムが世界一の先進システムとして認められている証拠である」とし、「現在、パラグアイ、エジプトを対象にしたシステムの輸出とブラジルを対象にした情報化コンサルティングを進めており、今後も韓国型特許システムの優秀性を積極的に広報し、政府が掲げている新南方・新北方基調に貢献し、行政韓流を主導しようとする」と述べた。

#### 2-4 特許出願の際に自由形式の「臨時明細書」提出が可能となる

韓国特許庁 (2020. 3. 30)

研究開発後の論文、研究ノートなどをそのまま提出して特許出願日を迅速に確保する

・韓国大手企業 A 社は、2018 年初めに標準技術に対する特許を迅速に出願するために国際標準化会合において提出する技術書をそのまま出願できる方法はないのかという特許庁に問い合わせたが、特許庁では定まった出願書式に従って提出するように規定してため、提出が許容されなかった。そこで、A 社は迅速な特許出願日の確保のために米国の仮出願 (Provisional Application) のような形式に制約のない明細書の提出ができる制度を設けてほしいと要請した。

※米国は仮出願時に形式の制約のない明細書を提出した後、1 年以内に正規の出願に転換すれば仮出願した日付を認めてもらえる。

・韓国大手企業 B 社は、国際的に特許出願日を迅速に確保するために米国の仮出願制度を利用して米国に 2017 年 11 月に特許を先に出願した後、これを基盤に条約優先権を主張して韓国国内に 2018 年 11 月に特許出願する戦略を使った。

※特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) の加盟国に出願した特許を韓国に再度出願しながら条約優先権を主張する場合、最初に出願した国の出願日を認めてもらえる。

韓国特許庁は韓国企業が特許を迅速に出願できるようにこれまでの明細書書式に従わずとも、発明の説明を記載した「臨時明細書」を提出できる制度を設け 3 月 30 日から施行すると明らかにした。

特許は世界で最も早く発明を出願した人にその発明の独占権を与える制度であるため、企業間で類似な技術を他の企業より先に特許出願するための競争が熾烈である。

しかし、これまでは特許を出願する際に規定された書式と方法に従って作成された明細書を提出しなければならなかったため、論文などの研究結果を明細書形式に再作成するのに時間がかかり、迅速な出願ができなかったという意見が多かった。

※特許出願の際に提出する明細書は、特許法施行規則別紙第 15 号の書式に従い(規則第 21 条第 2 項)、電子出願時の書式の各項目を入力しなければ提出不可

そこで特許庁は特許や実用新案を出願する際に、これまでの書式に従わず、自由形式の臨時明細書提出ができるよう特許法・実用新案法の施行規則を改正した。

ただし、臨時明細書を提出した状態では特許審査が受けられないので、当該発明に対する特許を受けるには出願日から 1 年以内に優先権を主張し、再度出願して臨時明細書を提出した日付で出願日を認めてもらう方法が勧奨される。あるいは、臨時明細書を提出した日から 1 年 2 カ月以内に正式明細書を再度提出する方法も可能である。

特許庁は今回の制度改善に合わせ、臨時明細書で提出できる書類をその形式にこだわらずに PDF、JPG など一般的な電子ファイル(※)であればすべて可能とする電子出願システムを改善した。従って出願人は論文・研究ノートなどに記載された発明を別途の修正作業なしでそのまま提出することができる。

※提出可能なファイル形式：PDF、DOC、DOCX、PPT、PPTX、HWP、JPG、TIF

このように、特許明細書の提出要件が緩和されることにより、韓国国内での研究結果を持ってすぐ特許出願することができるようになり、産業界で活発に利用されると予想される。

特許庁長は、「従来は明細書を作成する時間が別途必要であり、特許出願日を迅速に確保することが難しいという企業からの意見が多かった。今回新たに設けられた臨時明細書制度を活用すると、韓国の企業が開発した技術に対しても、優先権を主張して出願日を認

められるなど、より効果的にイノベーション技術を守ることができると期待している」と明らかにした。

## 2-6 特許庁、発明教育の歴史と優秀事例を網羅した「発明教育白書」を初めて発刊 韓国特許庁 (2020. 3. 30)

### 学生の生き方を変えた記録、発明教育白書を発刊

韓国特許庁は過去 30 年間取り組んできた小・中学校向け発明教育の発展課程と優秀事例を体系的に整理し、今後の政策資料として活用すべく、「発明教育白書(副題: 発明教育百年の計)」を初めて発刊した。

今回発刊された発明教育白書は、史料価値と多様な事例を総合するために資料収集の段階から発明教育関係者のインタビュー、諮問会議および懇談会などを行った。これにより、これまでの発明教育の政策、奨励事業、法律の制定などの内容を収録した「発明教育史」と発明教育を通じた学生・学生の保護者・教師の成功事例を盛り込んだ「発明教育の優秀事例集」を制作した。

「発明教育史」は、4つの内容で構成されている。学生発明班の設置、全国発明巡回教育などの初期基盤構築の過程を記録した「偉大な挑戦」、発明教育事業、発明大会など政策拡大過程を盛り込んだ「情熱の模索」、正規教科への反映、発明教育支援法の改正など、基盤づくりの過程を記録した「跳躍の加速化」、最後に今後の推進方向と専門家の提言などの発展方向を記録した「想像の未来」である。

「発明教育の優秀事例集」には、現場のリアルな意見を収録した 15 の成長事例を盛り込んだ。

- 発明・特許特性化高校と次世代英才企業家の教育を受け、発明で体の不自由な方々の生活を配慮し、心温まる発明を実践する (株)COMER の代表クォン・ソウォンさん
- 学生発明教育の先頭に立ち、その功労を認められ 2 回も大統領標章を受けたソウル普成高校の先生チョン・ホグンさん
- 母親の格別なクリエイティブ性に対する教育により、子供の時から発明家として成長し、発明知育玩具会社の CEO になった(株)SEMOGANEMO の代表ムン・ヘジンさんの家族の話など、発明によって変わった人生に関するストーリーをさまざまな視点で紹介している。

特許庁長は、「イノベーションを主導する創意・融合型の人材養成において最適なツールは発明教育である」とし、「30年間の絶え間ない挑戦と情熱の足跡が盛り込まれているこの白書が新たな発明教育の百年を切り開く貴重な資料になることを期待している」と述べた。

本白書は全国市・道教育庁、発明教育センター、発明・特許特性化高校などに配布する予定であり、白書全文は特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)、または発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)で確認することができる。

## 2-7 韓-ブラジル間の「特許審査ハイウェイ (PPH、Patent Prosecution Highway)」プログラムを4月1日から施行

韓国特許庁 (2020. 3. 31)

韓国企業によるブラジルでの特許出願が登録まで11年以上かかっていたのが8カ月に短縮される。

韓国特許庁は、韓国企業の海外進出に向けた、海外における知的財産権獲得支援の一環として、2020年4月1日からブラジルと「特許審査ハイウェイ (PPH、Patent Prosecution Highway)」プログラムを施行すると明らかにした。

PPHとは、出願人が同じ発明を2カ国以上の特許庁に出願し、一つの国から登録決定書または特許可能通知書を受け取った場合、それを他国に提出して優先審査を申請する制度である。

出願人の立場では、複数の国で迅速かつ効率的に特許権を獲得することが可能となり、特許庁または他国の審査結果を活用することによって、審査に対する負担を減らせられるとの評価を受けている。

ブラジルは、中南米最大の消費市場を保有している国(人口約2.1億人)であり、韓国の対ブラジル輸出は年間約49億ドル(2018年)に至り、特許は2012年以降2,500件以上が出願されるなど、韓国企業のブラジル内における知的財産権保護および活用に対する重要性が高まっている。

一方、ブラジルで特許を出願してから獲得するまでの平均審査期間は11.2年もかかり、韓国企業の迅速な権利保護に対する苦労が多かった。

しかし、韓-ブラジル間の PPH が施行されれば、ブラジルにおける特許登録までの期間が 8 カ月程度に著しく短縮される。

そのため、韓国特許庁は 2018 年からブラジル特許庁と PPH 施行のための交渉を進めてきた。

交渉初期にブラジルは、審査能力を理由に繊維分野のみ指定して PPH 施行を提案したが、韓国特許庁は、対ブラジルの主力進出分野である電気・電子・通信・機械分野などに対する韓国企業の技術保護のために分野制限のない PPH 施行という結果を導き出した。

韓国特許庁は、「今回の PPH 施行を契機にブラジル市場を狙った韓国企業の迅速な知的財産権の先取りが可能となり、事業化に向けた基盤を構築できると見ている。今後も特許庁は韓国企業のグローバル競争力を高めるために、海外における知的財産権の確保に向けて支援を拡大していく」と述べた。

## 2-8 韓国特許庁、特許書類提出期間の職権延長を施行

韓国特許庁 (2020. 3. 31)

韓国特許庁長などが指定した書類の提出期間を 4 月 30 日まで延長

韓国特許庁は、「新型コロナウイルス」の影響により、韓国国内外の出願人などの特許書類の提出期間を順守できない恐れが大きくなるにつれ、特許法などの規定に基づいて書類の提出期間を職権で延長すると明らかにした。

特許(実用新案・デザイン・商標)を受けるための手続きにおいて、特許庁長などが指定した書類の提出期限の満了日が 3 月 31 日～4 月 29 日の間に到来する案件などについては、4 月 30 日まで提出できるように延長した。

※特許出願書などの補正期間および手続きの補完期間、審査官の拒絶理由通知に対する意見書(補正書)の提出期間、商標登録の異議申請に対する答弁書の提出期間など

特許庁は審査官の補正要求などに対し、国内外の出願人や代理人などが「新型コロナウイルス」の直接、間接的な影響を受け、対応すべき書類を期限に間に合わせて提出できず無効となるか、若しくは拒絶決定されることを防止するための事前措置であると公示した。

これにより、出願人や代理人などが特許庁に別途の期間延長の申出やこれに伴う手数料の納付をしなくても良いため、追加負担なく権利獲得の手続きを進めることができる。

「新型コロナウイルス」が拡散しているヨーロッパ、米国などの海外から出願される特許などにも同じ措置が適用される。

今回の措置によって、提出期間の延長が適用できる具体的な対象書類の種類は、特許庁ウェブサイト（[仮訳：「新型コロナウイルス」の影響による指定期間の職権延長についての公告](#)）で確認することができる。

特許法や条約などで法定期間として規定しているか、利害関係者または第三者の利益を害する恐れがある場合には職権による延長が不可能であるため、職権による延長ができる細部書類の項目を確認する必要がある。

一方、特許庁は指定期間の延長を追加で申請する場合にも「新型コロナウイルス」の影響であるという趣旨だけ記載すれば、確認後承認することにした。

また、「新型コロナウイルス」により期間に間に合わせられず出願が無効になるか、または権利が消滅され事後的に権利救済申請をして疎明される場合には、申請料（※）を免除することにした。

※電子文書で申請する場合は1万5,000ウォン、書面は1万7,000ウォン

特許庁長は、「積極行政の実現するために、国内外の『新型コロナウイルス』の拡散状況を考慮し、処理期限の延長を希望する出願人などの要請と大韓弁理士会の意見を積極的に受け入れた」とし、「新型コロナウイルスの拡散事態によって、特許など知的財産創出・保護活動が沈滞しないようにする予定である」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 特許庁、海外オンラインモールで流通される韓国商品模倣品の取締り

韓国特許庁（2020. 3. 23）

玩具から機械部品まで掲示物 21, 242 件削除、経済的効果 948 億ウォン

韓国の食品メーカー「三養食品」は、2012年に「ブルダックポックンミョン（激辛鶏肉焼きそば）」を発売し、韓国内外で高い人気を集め、7年ぶりにブルダック・ブランドの累積売上1兆ウォンを達成した。また、2017年以降は外需が内需を上回っている。

しかしブランドの人気が高くなったことから、中国など海外オンラインモールで模倣品が流通されており、頭を悩ませている。そのような中で、韓国知識財産保護院（以下、「保護院」）が「海外オンラインモール上の模倣品対応事業」を通じて、模倣品対応の突破口を開いた。

「三養食品」は、「企業専担支援方式」を通じてマッチングされた保護院の担当者とオンライン上の模倣品の種類を把握し、削除できる方法について継続的に議論を重ねた結果、人気製品の「ブルダックポックンミョン」の模倣品を販売する掲示物、計176件（販売者70名）を削除することに成功した。

「三養食品」の関係者は、「当事業のおかげで、現地のオンラインモールで流通される模倣品に対する速やかな措置が取れた」とし、「多くの海外進出企業が、当支援を受けられるようになることを望んでいる」と述べた。



韓国特許庁は2019年に韓国知識財産保護院を介して、中国のオンラインショッピングモールで販売される韓国中小・中堅企業40社の商品に対する模倣品の販売掲示物21,242件を削除し、約948億ウォン（※）の経済的効果を出したと発表した。

※2019年に摘発した製品の平均販売単価（9万5,000ウォン）×掲示物当たり月平均販売数（47個）×削除件数（21,242件）

商品別でみると、文房具（19%）が最も多く、その次に児童用玩具（16%）、デザイン・キャラクターグッズ（10%）の順で、切削工具など機械部品と球体関節人形など趣味グッズもそれぞれ5%ずつ占めている。

オンライン上の模倣品取締を効果的にする方法は、権利者が模倣品の届出をしてオンライン事業者がその掲示物を削除する方法（※）であるが、海外オンラインショッピングモールの場合、言語の問題などにより、人手が足りない韓国の中小・中堅企業が直接解決することは、ハードルが高いのが現実である。

#### ※通知と削除措置（Notice and takedown）

また、韓国の法律業界ではコストなどの問題で、まだ関連サービスが活性化しておらず、中国など現地の法律業界でも韓国企業が信頼できる代理人が足りない状況である。

そのため保護院では、専門担当者がオンライン上の模倣品現況をモニタリングし、企業が現地で登録した知的財産権に基づいて、代理届出および掲示物削除を遂行する支援事業を運営してから6年目になる。これまでのノウハウを基に2019年基準で約98%の模倣品の掲示物を削除することに成功した。

特に2019年から「企業専担支援方式」を導入することにより、現地語ができる専門担当者が模倣品を選別して、年に最大3回まで重複取締を行い、模倣品の種類、販売者の手口などを記載した「企業別年間レポート」を提供し、企業が積極的に対応できるように措置を取っている。

特許庁は2020年にも、韓国企業の海外オンラインモール上の模倣品流通への対応を積極的に支援する予定である。すでに1次公告には募集社数の2倍を超える企業が応募するなど、企業のニーズも高まっている。

特に、新南方地域の電子商取引企業と協力し、ASEAN6カ国（※）を対象にした、オンラインモール上の模倣品流通に対応するための示範支援を実施する。

※タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン

さらに、ASEAN地域の主要ショッピングモールとの協力チャンネルを発掘し、対応基盤を持続的に拡大していく予定である。

特許庁の産業財産保護支援課長は、「最近、中国だけでなく ASEAN 諸国のオンラインショッピングモールでも、韓国商品の模倣品が増えており、韓国企業に対する支援の必要性が高まっている」とし、「海外オンラインモール上の模倣品流通への対応事業に対する企業側の満足度が高く、需要も増加している一方、支援できる専門担当者が不足している状況であるため、今後より多くの企業が支援を受けるために関連事業を持続的に拡大していくつもりである」と述べた。

海外のオンラインショッピングモールで流通される模倣品に対する被害届や対応相談については、海外 K-ブランド侵害申告センター ([www.ip-navi.or.kr/kbrand/kbrand.navi](http://www.ip-navi.or.kr/kbrand/kbrand.navi))、韓国知識財産保護院海外戦略チーム (+82-2-2183-5883) に問い合わせすれば良い。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 特許庁、世界初のモバイル商標出願サービスを開通

韓国特許庁 (2020. 3. 17)

モバイル出願人第 1 号は、創業準備中の大学生

韓国特許庁は、いつでもどこでも簡単かつ迅速に出願することができる、モバイルサービスを実施すると発表した。

ユーザー利便性の向上に重点を置いた「特許路」(電子出願ウェブページ、[patent.go.kr](http://patent.go.kr)) の改編作業を完了し、3月16日から本格的なサービスを開始した。新しくリリースする「特許路」では、商標出願から通知書の受信、手数料納付、審査処理状況の照会、登録証発行まで、全ての顧客サービスをスマートフォンでも利用できるという点が注目されている。

今回開通したモバイル商標出願人第 1 号の主人公は、江原道江陵市の大学生で予備創業者のキム・ジュチャンさんである。彼は、「江原知識財産センターの支援で、レンズケース事業に使うブランド名を決め、商標出願を準備しているうちにモバイルで商標出願ができるという話を聞いて、直接出願することにした。たった 5 分で全ての出願手続を終えることができ非常に便利だった」と利用後の感想を伝えた。

モバイル商標出願が可能になったことに加えて、新しい「特許路」では、最新の IT 技術が適用されて、行政業務処理に対する利便性も大幅に向上した。

HTML5 (※)は、標準技術を基盤にするレスポンシブウェブであり、PC、タブレット、スマ

スマートフォンなどに適した画面 UI (User Interface) を提供する。ブラウザ公認証明書、デジタルワンパス (One Pass) による簡単認証機能を提供し、電子署名法が改正されれば私設証明書 (訳注：政府ではなく各銀行が発給する証明書) を使用することもできる。

※HTML5 (HyperText Markup Language 5) : ウェブドキュメントを作成するプログラミング言語の標準規格で移植性が優れており、HTML5 でウェブアプリケーションを作成すると、ほぼ全てのデバイスやプラットフォーム (例えば、Linux、Windows、iOS、アンドロイドなど) で使用可能

また、「特許路」のランディングページ上でユーザーがよく利用するメニューを直接構成できる機能を提供する。さらに、出願データを分散共有するブロックチェーン基盤の出願中継サーバを構築して休日を含む 24 時間稼働の出願受付サービスを提供する。

このようにアップグレードされた「特許路」は、特許・実用新案・デザイン・商標の全て権利に適用される。

一方、新規サービスが安定化する 1 ヶ月間、既存のユーザー向けの旧「特許路」も並行運営する予定である。

特許庁長は、「最初は商標分野からモバイル出願を始めたが、近いうちに特許・デザインなど、全ての知的財産権に拡大するためにシステムを開発している」とし、「一つの些細なアイデアが未来を変える大きな発明につながるケースが多いなかで、アイデアを思いついたら、すぐその場で「特許路」にアクセスして出願できるようにすることで、知的財産の大衆化を早めていきたい」と述べた。

#### 4-2 デザイン優先権書類のオンライン交換対象国を 3 カ国から 10 カ国に拡大

韓国特許庁 (2020. 3. 30)

4 月 1 日から 優先権書類のデジタルアクセスサービスをハグ制度まで拡大

韓国特許庁は 4 月 1 日からこれまでの米国・中国・日本特許庁のみ可能であったデザイン出願の 優先権書類 (※) のデジタルアクセスサービス (DAS: Digital Access Service) をノルウェー、スペイン、オーストラリア、カナダ、チリ、ジョージア、インドの特許庁まで拡大すると明らかにした。

※優先権書類：一つの国で出願したことを根拠に、他の国に同じ内容で後出願する場合、出願日を先出願日に遡及することを認められるように相手国の特許庁に提出する書類

※優先権主張制度：一つの国(第一国)に先に出願したデザインを根拠に、他の国(第二国)に6カ月以内に同じデザインを出願する場合、第一国に出願した日を第二国の出願日として認める制度



ノルウェーなどへデザインを出願する際に DAS を利用するには、特許庁ウェブサイトの「特許路」から韓国デザイン出願に対する WIPO アクセスコードの発給を受け、ノルウェー特許庁に出願する際に韓国の出願番号と出願日および WIPO アクセスコードを記載すればよい。その後、特許庁とノルウェー特許庁で出願人の代わりに優先権証明書類をオンライン交換する。

また、出願人が米国、日本にデザインを出願する場合、デザイン出願の DAS をハーグ制度(※)による国際出願まで拡大すると明らかにした。

※意匠の国際登録制度 (ハーグ制度)：一度の出願で簡単に米国、日本、ヨーロッパなどの国にデザイン登録することができる制度であり、韓国は 2014 年 7 月にこの制度に加入した。

ハーグ制度を通じて海外へ国際出願する場合には、これまでは直接書面で関連証明書類を提出する手間や費用負担がかかったが、今後はオンラインによる交換ができるようになり、韓国出願人の費用負担が軽減して従前より便利に出願できるようになった。

韓国特許庁商標デザイン審査局長は、「デザイン優先権書類のオンライン交換対象国の拡大とハーグ制度を通じた国際出願における優先権書類のオンライン交換サービスを利用することで、韓国出願人の海外へのデザイン出願がより活性化されると期待している」とし、「今後も出願人の利便性を改善するために優先権書類のオンライン交換対象国の拡大に取り組んでいきたい」と述べた。

## その他一般

### 5-1 大韓弁理士会ホン・ジャンウォン新会長、「現場で変化に対応して行く」

電子新聞 (2020. 3. 19)

大韓弁理士会が前例のない変化に直面している。1946年に大韓弁理士会の創立以降、初めて40代の会長時代が切り開かれた。

主人公は、ホン・ジャンウォン新会長。彼が候補として出馬したとき、このような結果になると予測した人はほとんどいなかった。

ホン会長は、「変化を求める会員たちの切実な思いが反映されたのではないか」と解釈している。

彼は、弁理士を取り巻く環境が歪曲されており、不合理な慣習が蔓延していると評価した。評価業務のような特殊業務は侵害され、その反面訴訟代理といった弁理士の権利はまともに行使できないということである。特許出願手数料においても米国、日本のような先進国との格差はますます広がっており、東南アジアの国々と比べても半分程度に過ぎないと指摘した。

また、「全員が問題意識を共有しているが、変化に向けた動きが弱かったのは事実である」とし、「任期中に弁理士が直面している問題点を明確にして改善するために、地道かつ徹底に対応していく」と述べた。

彼は、会員が権益増進の変化を肌で感じられるよう、さまざまな措置に踏み切る予定である。そして、任期の2年間の給与を協会に返納することにした。値上げが決まっていた会員会費の件は保留にする。

彼は、「弁理士会の財政悪化という指摘を看過できなかった」とし、「会費は出しても惜しくないと考える時に値上げすべきであり、今すぐ値上げするのは会員の負担を重くするだけである」と説明した。

ホン会長は、自分の長所として「現場感と推進力」を、短所として「経験値が低い」ことを挙げた。

「30代から50代を中心とする幹部体制を整え、経験値の高い弁理士の先輩を適材適所に配置して疎通し、助言を求める」と述べた。

また、弁理士組織での自浄努力も必要であると話した。

彼は、「非弁理士のことはさておき、弁理士自ら低価格競争に参入した」とし、「市場秩序を正すために、無料相談、低価格競争などを回避する雰囲気づくりを進めていかなければならない」と力説した。

40代のホン会長の一挙一動に注目が集まっている。

Q. 新会長選出への感想と抱負は。

A. 40代の会長という略歴に責任感を感じている。弁理士会に新しい風とエネルギーを吹き込ませたい。出馬を決心した理由も変化の必要性を感じたからである。弁理士業界は歪んだ現実に対する問題意識を持っていながら、変化のために行動しなかった。現場に詳しい人が先頭に立って、変化を導かねばならないという思いで出馬したが、これから実践の領域に足を踏み出したところである。

Q. 会員から選ばれた理由は何だと思うのか。

A. 報酬体系など弁理業務環境の改善や、弁理士法を改正することは、過去と未来の候補全員に適用されるアジェンダである。ただし、私の場合は、「今できることをする」というメッセージを伝えるために努力した。小さな成功が重要である。小さな成功によって、プライドを持つようになり、協会への関心も高まると思う。難しいからといって、最初から複雑に考えることなく、些細なことから着実に解決していくつもりだ。

Q. 弁理士会の声と力を一つにするための腹案を持っているか。

A. 弁理士会、業界の内部にさまざまな意見があると思う。弁理士のように分析的で知的な特性を持つ業界は少ない。また、弁理士が取り扱う法律のように頻繁に変わる法律はないと思う。それほど鋭くて正確な感覚を持つほかなく、関心のある事案については意見がさまざまな集団である。したがって意見や立場が異なり、激しく議論されても、これは自然な弁理士会のエネルギーであると考えている。

このエネルギーをどうやって一つの大きな力として集め、目標のために使うのが課題である。そのためには、目標を明確に設定することが重要である。今回の執行部は、多くの弁理士が直面している業務環境改善の課題、不公正行為の根絶などを通じて肌で感じられるような、成果を出すことが最優先の目標である。

次の目標は、弁理士の社会的地位、存在感を高めることである。弁理士が産業発展の尖兵に例えられることもあるが、産業界で弁理士会の影響力はかなり微々たるものであるのが事実である。多様な産業分野で弁理士の活発な活動が求められている。弁理士がさまざまな領域に進出できるように、弁理士会が積極的に仲介の役割を果たさなければならない。

Q. 会長選挙の時、強い弁理士会を作ると発言した。強い弁理士会とは、具体的にどういう内容なのか。その実践戦略は何か。

A. 会員の支持と関心があつてこそ存在するのが弁理士会である。弁理士会で何かを進めようとするとき、執行部だけが動くのではなく、会員もそれを受けて参加しなければならない。そのために会員に対し、会費減免などで弁理士会の意志を示す一方、業界の慢性的な悪弊を協会レベルで規律したい。どうしても弁理士業界はサービス業であるため、顧客から不当な要求があつても受け入れるしかないケースが多い。個人ができなければ協会が前に出て不当だと言ってあげるべきだと思う。困っている時に手を差し伸べる協会であることで会員の関心と支持を集めようとしている。

Q. 就任後、すぐ解決すべき課題は？

A. 低価格の報酬、未収金などといったパワハラ、非弁行為に対する不正事例を収集する予定である。クライアントによるパワハラとは、最近業界に蔓延している低価格報酬の慣例のようなことを言う。

政府出資研究所、産学協力団から弁理士が受ける出願の平均収益は 70 万ウォン台である。企業からもらうのは 150 万ウォン程度であるのに対し、約半分くらいの金額である。大手

企業が負担する出願費用も海外の 30%程度であるため、ひどい単価策定であることが分かる。相当長い期間で単価が固着しているため、調整することも容易ではない。政府の研究開発 (R&D) の予算が 24 兆ウォンに至っているのに、特許費用は過去のままである。R&D の最終産物が特許なのにも関わらず、関連投資をしないから、成果物も不十分なものだ。弁理士も、このような問題を知っていながらも、変化をけん引しようとする動きが弱かった。

非弁行為とは、コンサルティングや調査業務を弁理士でない者が行う行為のことを言う。これは明らかな規定違反であるが、弁理士法には処罰できる規定が設けられていない。適正収益の確保はその次の問題かもしれない。職域を保護すべきである。

Q. 無料サービスの禁止キャンペーンを行うと発言したが、どういう趣旨なのか。

A. 社会的弱者を配慮した公的相談窓口は維持すべきだと思う。多くの弁理士がボランティアでやっている。問題となる部分は、集客のために適正価格を諦め、競争的に無料サービスを提供する行為である。特許出願相談の依頼があると、それを受けるために競争する。他のところが無料だから、自分も無料にしなければならないと思っている。健全な法律サービスは、適正価格に基づいて行うべきである。それにより、サービスの品質が良くなる。無料の先行調査も同じである。

Q. 最も重点を置いている法案は何か。

A. 重要度ではなく、優先度で決める必要があると思う。法案は通過されないと意味がない。それを考えて、まずは抵抗の低い法案から推進しなければならない。弁理士資格を持っていない者による海外商標出願斡旋などを禁止する弁理士法の改正案を優先的に推進したい。消費者すなわち、一般国民の被害は明白であり、非資格者の事実上の法律代理という点で、弁護士協会も同じスタンスを取っている。

Q. 弁理士業界と特許庁との関係も非常に重要だが、これからどのような関係づくりをして行くか。

A. どう助け合うのかを明確に認識しなければならない。なぜお互いに必要な存在なのか、具体的なアジェンダを確立すべきである。「法律案の議決のためにお互いに助け合うことができる」という一般論では不十分である。具体的なアジェンダを中心に議論が行われれば、相互協力関係がより緊密になっていくと思う。

そうすることにより、特許庁と連携できる事業や政策が明確になり、役割も決まる。損害賠償額現実化の法律議決や知的財産庁の設立などについて協力をしていく考えである。

Q. 事業費の不足などのため、前任の執行部が値上げしようとした会費を元に戻すと約束したが、財政には問題ないか。

A. 弁理士会の事業費はいつも不足している。実質的に、ほとんどの予算を会費に依存していて、かなりの金額は人件費で支出する。会費を値上げすると財政の余裕はある程度確保できるが、足りない事業費が一気に余裕になるわけではない。大きな助けになるには限界がある。根本的に会費を払いたくない会員に対し、会費をもっと出せということは、結果的には協会への無関心が高まり、会員たちが加入を忌避する要因になると思っている。

会費の値下げは、会員特典を優先にするという、41代執行部の強い意志の表現である。会費を値上げする前に、優先的に協会の収益性を上げるのを目標にしたい。41代執行部は、弁理士会の収益事業を拡大するために、充実した企画力を備えようとしている。このような方向性に基づき、人選をしているところである。

Q. 協会は構造的な特性がある。意欲的に変化を推進しても、結局、保守的に変わるケースが多いのではないか。

A. それに同意する。執行部や会長になると、どうしても保守的になる可能性が高い。しかし、今の幹部や執行部の方向性、政策は格別なものではない。弁理士の職域を守り、正当な権利を行使するための動きである。それは、基本中の基本だと思う。

「ホン・ジャンウォン弁理士」

1972年生まれ。延世大学化学工学科を卒業。2001年、第38回弁理士試験に合格し、現在特許法人ハナ代表弁理士として活動している。2018年知的財産権課題改善特別委員会の委員長を歴任した。弁理士資格を取得する前にはLG-EDSシステム（現LG CNS）で勤務した。著作権などの知的財産への興味を持つようになり、弁理士試験を受験した。

ホン会長は、「行動家」としてよく知られている。問題意識だけ持っていれば、状況は何も変わらないという持論により、変化の先頭に立って行動することで有名である。

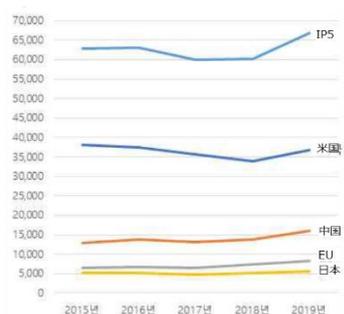
## 5-2 2019年の海外特許出願「急増」、過去6年間で最大上昇幅

韓国特許庁 (2020. 3. 25)

韓国企業、積極的な海外特許確保に乗り出し、  
前年比の海外出願は 10.9%増加、海外登録も 8.8%増加

韓国企業と国民が海外販路開拓とグローバル市場の優先確保するために、海外に出願した特許件数が著しく増加したことが分かった。

韓国特許庁によると、2019年に韓国企業が IP5 (※) の 4カ国を対象にして出願した海外特許出願件数 (※※) は、計 66,792 件で、2018年の 60,186 件より 10.9%増加し、2014年以降最大の上昇幅 (※※※) を記録したと調査 (暫定値) された。



[図] 年度別韓国人の IP5海外特許出願件数

※IP5 (Intellectual Property5) : 世界の特許出願の 80%

を占める米国・中国・欧州・韓国・日本の特許庁による枠組み

※※韓国人が出願した全体の海外特許出願のなかで、IP5 に対する特許出願の割合は約 88.7%であり、海外特許出願の大半を占めている

※※※ここ 5年間、韓国人の IP5 海外特許出願件数の増加率 (%) : (2015年) 4.37→ (2016年) 0.64→ (2017年) △5.08→ (2018年) 0.42→ (2019年) 10.98

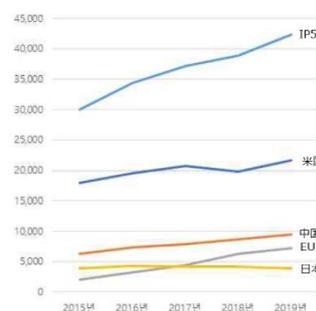
韓国企業の海外特許出願現況を国別で見ると、米国に計 36,852 件 (8.5%増) を出願し、全体のおよそ半分 (55.1%) を占めており、その次に中国 16,019 件 (15.4%増)、欧州 8,287 件 (13.8%増)、日本 5,634 件 (11.1%増) の順であると調査された。

特に、米国での出願は、2016年以降の下落傾向から、2019年に著しくリバウンド (8.5%増) していることが分かった。

※韓国人の米国での特許出願増加率 (%) : (2015) 3.98→ (2016) △2.26→ (2017) △4.75→ (2018) △4.51→ (2019) 8.51

一方、2019年の韓国企業の IP5 海外特許登録件数は計 42,306 件であり、2018年の 38,860 件より 8.8%増加した。

韓国企業の海外特許登録現況を国別で見ると、米国で計 21,684 件 (9.6%増) が登録され、全体のおよそ半分 (51.2%) を占めており、その次に中国 9,437 件 (9.4%増)、欧州 7,247 件 (15.8%増)、日本 3,938 件 (6.2%減) の順で登録されていると調査 (暫定値) された。



【図】年度別韓国人のIP5海外特許登録件数

特に、欧州と中国での特許登録の増加率は、ここ 5 年間、年平均でそれぞれ 39.1%、10.9%の割合で急増している。

※韓国人の欧州での特許登録率 (%) : (2015) 5.07 → (2016)

61.39 → (2017) 38.54 → (2018) 40.85 → (2019) 15.80

韓国人の中国での特許登録率 (%) : (2015) 35.33 → (2016) 18.33 → (2017) 6.03 → (2018)

9.74 → (2019) 9.43

このような海外出願と登録の急増は、韓国企業が海外の知的財産権を優先的に確保することにより、海外市場進出の橋頭堡を設け、グローバル市場での韓国の技術と製品を確実に保護するため、積極的に乗り出したからであると把握している。

これまで、韓国の中小・ベンチャー企業は、優秀な特許製品を開発しても資金不足、言語障壁、現地情報やネットワークの不足により、海外の知的財産権確保に簡単にはチャレンジできなかった。

特許庁は、海外市場進出に苦勞している企業を支援するために、2019 年に国家レベルでの海外知的財産確保戦略 (※) を設け、中小・ベンチャー企業の海外出願費用の支援 (※※) および特許バウチャーの支給、知的財産 (IP) 出願支援ファンドの組成や投資、特許共済などを推進してきた。

※「海外特許確保方策 (2019 年 6 月)」と「海外知的財産の拡大・保護ロードマップ (2019 年 7 月)」の策定と推進

※中小企業の海外出願へのハードルが高い理由として費用負担 (82%) を指摘 (2017 年韓国知識財産研究院のアンケート)

そのために海外出願の支援予算を、2018 年の 28 億ウォンから 2019 年の 62 億ウォンに 117.2%増額し、海外出願の支援件数も 2,039 件から 2,626 件に 28.8%拡大した。今年度は支援規模をさらに増やして 117 億ウォンを支援する予定である。

特許庁長は、「未来の技術覇権を確保するために世界各国の技術競争が激しくなる一方、速やかな海外知的財産権の確保は特許・産業戦争の勝敗を左右するものになる」とし、「これから韓国企業が積極的に海外市場に進出し、世界市場をリードできるよう、海外知的財産権の確保を最優先に支援していく」と述べた。

### 5-3 韓国著作権、史上最大規模の貿易収支黒字を達成

韓国文化体育観光部 (2020. 3. 27)

2013年に黒字に転換して以来、7年連続で黒字となった。

2019年の韓国著作権の貿易収支は、統計を集計し始めた2010年以降、史上最大規模である16億2,000万ドルという黒字を達成した。

3月24日(火曜)韓国銀行が発表した「2019年度知的財産権の貿易収支(※)(暫定)」によると、2019年度韓国知的財産権の貿易収支は8億ドルの赤字を記録したが、著作権の貿易収支は16億2,000万ドルの黒字を記録した。2013年に初めて著作権の貿易収支が赤字から2,000万ドルの黒字に転換して以来、2015年の6億8000万ドル、2018年の14億7000万ドルに続いて2019年度にも黒字幅の増加が続いている。

※コンテンツに付与される著作権、特許・商標に付与される産業財産権、侵害訴訟賠償金などが分類されたその他知的財産権の国際的売買と使用取引を集計した統計

文化体育観光部は、2010年から2019年までの「知的財産権の貿易収支」の資料を総合的に分析した結果、韓国著作権の貿易収支は、過去10年間で計25億ドル規模の成長を遂げており、2013年からは7年連続で貿易黒字を記録していると明らかにした。

#### 著作権の貿易収支の推移

(億ドル) /\*出典：韓国銀行

	2010	2011	2013	2015	2017	2018	2019
<b>著作権収支</b>	<b>-8.8</b>	<b>-5.0</b>	<b>0.2</b>	<b>6.8</b>	<b>5.9</b>	<b>14.7</b>	<b>16.2</b>
<b>文化芸術著作権</b>	<b>-7.77</b>	<b>-6.1</b>	<b>-8.1</b>	<b>-2.9</b>	<b>-4.1</b>	<b>-2.9</b>	<b>-1.8</b>
<b>研究開発・ソフトウェア著作権</b>	<b>-1.0</b>	<b>1.2</b>	<b>8.3</b>	<b>9.6</b>	<b>10.0</b>	<b>17.6</b>	<b>18.0</b>

「著作権の貿易収支」は、「研究開発・ソフトウェア著作権」と「文化芸術著作権」の輸出入統計に基づいて、韓国銀行が毎年集計して発表する。韓国が海外に輸出するゲームやデータベースなどは「研究開発・ソフトウェア著作権の貿易収支」に含まれ、防弾少年団(BTS)など韓国大衆音楽(K-Pop)とドラマ(K-Drama)、映画、文学作品などの輸出は文

化芸術著作権の貿易収支に反映される。これまでの研究開発・ソフトウェア著作権の貿易収支は、2011年に初めて1億2,000万ドルの黒字を記録して以来、徐々に黒字規模を拡大しており、文化芸術著作権の貿易収支はこれまで赤字が続き、その規模は持続的に減少傾向を見せている。

特に、2019年度著作権の貿易収支の場合、「研究開発・ソフトウェア著作権の貿易収支」が史上最大の黒字規模を記録したのに対し、「文化芸術著作権の貿易収支」は史上最小となる赤字規模を記録し、韓国著作権の貿易収支が過去最大規模の黒字を達成する成果を収めることができたと分析している。

一方、これまで韓国銀行が発表した資料を総合してみると、ここ10年間、韓国著作権の輸入は、2010年の計17億7,000万ドルから2019年の計70億1,000万ドルに約3倍増加したことに比べ、著作権の輸出は同期間で計8億9,000万ドルから86億2,000万ドルに約8.6倍増加したことが分かる。これは、中国と東南アジアをはじめ、イギリス、日本などのコンテンツ先進国を含む全世界へ韓流コンテンツの輸出を徐々に増やしてきた結果が反映されたものと分析される。

#### 著作権の貿易輸出入の推移

(億ドル) / \*出典：韓国銀行

	2010	2013	2015	2017	2018	2019
<b>著作権貿易の輸入</b>	17.7	26.5	34.1	52.5	65.7	70.1
<b>著作権貿易の輸出</b>	8.9	26.7	40.9	58.4	80.4	86.2

文化体育観光部の著作権局長は、「著作権の貿易収支は、韓国のコンテンツ産業に対する国際的地位を客観的に推定することができる統計指標といえるので、過去最大の黒字達成は大きな意味を持つ」とコメントし、「文化商品の輸出が100ドルに増加すると、これにより情報通信（IT）製品、衣類、化粧品などの輸出額は約248ドルが増加するという韓国輸出入銀行の研究結果（※）もある。政府はこれからも著作権の貿易収支黒字規模の拡大が続くよう、著作権生態系づくりと海外での韓流コンテンツ著作権の保護のために多角的に努力していく」と述べた。

※韓流文化コンテンツ輸出の経済効果、韓国輸出入銀行、2019年

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム